

2013 年度海外制度調査

小口貨物の通関・関税制度 (香 港)

2014年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

香港事務所

目次

1. 通関手続き	1
1-1. 商業用小口貨物（大口貨物との相違）	1
1-2. 国際宅配便・国際郵便	2
1-3. 見本品（商業用サンプル、販促イベントで消費される製品）	2
1-4. 贈答品（または商業的性格を持たない個人輸入等の場合）	2
1-5. 職業貨物（専門職用機器）・引越し貨物	2
1-6. 旅具通関制度	3
2. 個人輸入であっても留意すべき品目	3
2-1. 食品	4
2-2. 化粧品	5
2-3. 医薬品	6
2-4. 医療機器	6
3. 輸入禁止品目	6
4. 商品見本の小口貨物	7
5. その他の留意事項	8
附属資料—主な酒類	10

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

1. 通関手続き

- 中華人民共和国香港特別行政区は自由港である。そのため、すべての品目（下記4品目除く）は関税ゼロで輸入できる。
政府が定める4品目とは、アルコール飲料、タバコ、炭化水素オイル、メチルアルコールであり、これらには関税が課される。
- 第60E章「輸出入（登記）規例」の第3条規定により、列挙されているいずれかに該当する品目の輸入については通関申告が不要となる。
- 第60E章「輸出入（登記）規例」の第4条と5条の規定により、上記の通関申告免除品目を除いたその他品目については、輸出入した日から14日以内に税関申告を行うよう定められている。通関申告免除品目であっても、貿易書類手続きおよび検証作業を容易にするため、該当する申告免除品目を積荷目録に明記するよう運送業者に指示する必要がある。税関は必要に応じ、証拠の提示を要求する権利を有する。

出所：香港税関（香港海関、Customs & Excise Department）ウェブサイト

http://www.customs.gov.hk/en/passenger_clearance/duty_free/index.html

http://www.customs.gov.hk/en/cargo_clearance/declaration/index.html

http://www.customs.gov.hk/en/cargo_clearance/declaration/exempted/index.html

1-1. 商業用小口貨物（大口貨物との相違）

- 商業用貨物については、小口／大口に関係なく、また、輸入形態（携行か別送）を問わず、輸入した日から14日以内に香港税関に申告しなければならない。必要な書類は以下の通りである。
 - 積荷目録（マニフェスト）
 - 貨物保管通知書副本（detention notice）（あれば）
 - 船荷証券、航空貨物運送状など
 - インボイス、パッキングリスト
 - その他 [輸入ライセンス、運搬許可（removal permit）など]

出所：香港税関ウェブサイト

http://www.customs.gov.hk/en/cargo_clearance/clearance/document/index.html

1-2. 国際宅配便・国際郵便

内容物の価額が4,000香港ドル以下の小包は通関申告が免除される。

法律依拠：第60E章『進出口（登記）規例』第3条（g）

1-3. 見本品（商業用サンプル、販促イベントで消費される製品）

➤ 以下の商品は、通関申告が免除される。

- 販促品と明記され、無償で供給されるもの
- 見本品と明記され、当該製品の広告宣伝を目的として無償で配布されるもの
- 価額が1,000香港ドル以下で、広告宣伝を目的として使用されるもの

法律依拠：第60E章『進出口（登記）規例』第3条（h）

1-4. 贈答品（または商業的性格を持たない個人輸入等の場合）

受取人による代価の支払いが行われない個人的性格の贈答品は通関申告が免除される。

法律依拠：第60E章『進出口（登記）規例』第3条（j）

1-5. 職業貨物（専門職用機器）・引越し貨物

（1）職業貨物（専門職用機器）

➤ ATAカルネ（物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約）を利用して一時輸入通関ができる。

香港税関ウェブサイト

http://www.customs.gov.hk/en/cargo_clearance/ata/

（2）引越し貨物（個人物品）

➤ 通関申告には**1-1. 商業用小口貨物**と同様の手続きと書類が必要である。引越し貨物に含まれる課税品は免税の対象外である。引越し運送業者を利用する際に業者が提出するマニフェストが、通常、申告書類とみなされる。

出所：

香港税関ウェブサイト

http://www.customs.gov.hk/en/cargo_clearance/personal/index.html

香港統計処の編制資料「輸出入通関申告マニュアル」8. 輸出入通関申告書の申出
http://www.censtatd.gov.hk/FileManager/EN/Content_93/B8XX0022.pdf

1－6. 旅具通関制度

(1) 携行持ち込みの場合

- 旅行者が香港へ携行する課税品目の関税免税範囲は以下のとおりである。
 - アルコール度数30度超のアルコール飲料1リットル（気温摂氏20度で計量）
 - 紙巻タバコ19本、または葉巻1本（2本以上である場合、総重量は25グラム以下）、あるいはその他の加工タバコ25グラム
- 付注：物品税の免税における旅行者は満18歳およびそれ以上のものでなければならない。

http://www.customs.gov.hk/en/passenger_clearance/duty_free/index.html

- 旅行者が上記免税範囲を超える課税品目、輸入規制品目、あるいは商用品目の数量を香港へ持ち込む場合は、税関に申告する必要があり、関税が課せられる。輸入規制品目についてはしかるべき輸入ライセンス、許可あるいは証明書が輸入時に必要となる。個人使用目的の荷物（但し、自動車は除く）については申告不要。

(2) 別送品の場合

通関申告には**1－1. 商業用小口貨物**と同様の手続きと書類が必要である。別送品に含まれる課税品は免税の対象外である。

出所：香港税関ウェブサイト

『輸出入通関手続きガイドライン』の2. 法律責任

http://www.customs.gov.hk/en/faqs/cargo_clearance/declaration/index.html

2. 個人輸入であっても留意すべき品目

以下に挙げる品目は輸出入規制品目である。

- 生きた動物 (Live Animals)
- 植物及び害虫 (Plants & Plant Pests)
- 絶滅危惧種 (Endangered Species)

- 動物死体および製品 (Animal carcass and product)
- 規制化学品 (Controlled Chemicals)
- 危険薬品 (Dangerous Drugs)
- 爆竹・花火 (Fireworks)
- 爆発、武器および弾薬 (Explosives, Firearms and Ammunition)
- 米、冷蔵・冷凍肉類および家禽肉 (Rice, Frozen or Chilled Meat and Poultry)
- 野生動物の肉、肉類および家禽肉 (Game, Meat and Poultry)
- 粉ミルク (Powdered Formula) - 輸出規制は2013年より実施開始
- 伝染性物品 (Infectious Goods)
- 光ディスクのマスタリングおよびコピー装置 (Optical Disc Mastering and Replication Equipment)
- オゾン消耗物資 (Ozone Depleting Substances)
- 漢方薬 (Chinese Herbal Medicines and Proprietary Chinese Medicines)
- 殺虫剤 (Pesticides)
- 薬剤および医薬品 (Pharmaceutical Products and Medicines)
- 放射性物質および放射線照射装置 (Radioactive Substances and Irradiating Apparatus)
- 無線電発送装置 (Radio Transmitting Apparatus)
- 戦略物資 (Strategic Commodities)
- テキスタイル (Textiles)
- 未加工のダイヤモンド (Rough Diamonds)
- 有害化学品 (Hazardous Chemicals)
- その他 (Other Prohibited Goods)

出所：香港税関ウェブサイト

http://www.customs.gov.hk/en/passenger_clearance/prohibited_controlled/index.html

http://www.customs.gov.hk/en/trade_facilitation/prohibited_articles/exports/API/index.html

2-1. 食品

- 販売を行う場合、輸入ライセンスが必要であるが、個人輸入のライセンス免除範囲：

個人輸入のライセンス免除範囲とは、下記の食品は個人消費用であれば、ライセンス、許可を取得することなく、持ち込みできる。

- 米：個人消費用として15kg以内
出所：香港工業貿易署ウェブサイトの『食米管制方案文献』
http://www.tid.gov.hk/english/import_export/nontextiles/nt_rice/files/rice_guidelines.pdf
- 冷凍・チルドの牛・豚・家禽類の肉類：個人消費用として15kg以内。ただし、所定の衛生証明書の添付が必要である
出所：香港食物安全中心ウェブサイト
『冷蔵肉類、冷凍肉類、冷蔵家畜および冷凍家畜進口ライセンス申請ガイドライン』
http://www.cfs.gov.hk/english/import/import_icfsg_07.html
- 野菜・果物：個人消費用の場合： 植物輸入ライセンス不要（定量基準についての公表なし）
- 酒類（アルコール度数30度超）：個人消費用（定量基準についての公表なし）
の場合は、ライセンス不要で持ち込みが可能。ただし、物品税免税範囲を超える場合は、申告が必要である。なお、別送の場合、免税とはならない。

出所：香港税関ウェブサイト

http://www.customs.gov.hk/en/passenger_clearance/duty_free/index.html

2-2. 化粧品

- 数量・用途に関係なくライセンスは不要である。ただし、医薬品管理法令にもとづき、化粧品で医薬品に該当する可能性がある場合は、香港衛生署に事前相談し、必要に応じて所要の認可を取得する。

問い合わせ先：香港衛生署薬物弁公室薬物登記および輸出入管制部

TEL: (852) 2319-8460 E-mail : pharmgeneral@dh.gov.hk

香港税関 TEL: (852) 2707-7822

出所：香港衛生署薬物弁公室ウェブサイト

『薬剤製品あるいは物質の登記申請ガイドライン』の2. 項

http://www.drugoffice.gov.hk/eps/do/en/doc/guidelines_forms/guid.pdf

2-3. 医薬品

個人消費用に相応しい数量の携行持込みについてはライセンスは不要である。別送の場合は、個人消費用であっても、工業貿易署 (Trade & Industry Department) 署長の授権に基づいて衛生署が発行する輸入ライセンス取得が必要である。

問い合わせ先：香港衛生署薬物弁公室薬物登記および輸出入管制部

TEL: (852) 2319-8460 E-mail: pharmgeneral@dh.gov.hk

出所：香港衛生署ウェブサイト 「海外からの薬品購買に関する注意事項」

http://www.drugoffice.gov.hk/eps/do/en/consumer/consumer_safety_advisories/cautious_in_purchasing_medicines_abroad.html

2-4. 医療機器

数量・用途にかかわらず、ライセンスは不要である。ただし、病院で使用されるMRIなど、高度先進技術機器は規制品目（戦略物資）と類別されることもあるため、工業貿易署に確認が必要である。

問い合わせ先：工業貿易署 TEL: (852) 2392-2922 E-mail: enquiry@tid.gov.hk

法律依拠：香港工業貿易署戦略物品管制制度ウェブサイト上の規制対象品目

3A001(e)の(3)

<http://www.stc.tid.gov.hk/english/checkprod/cat3A001.htm>

3. 輸入禁止品目

以下の品目は小口であっても輸入することができない。

- 各種武器（中国式投げ矢、メリケン、飛び出しナイフ、重力操作鋼棒、ばね式鋼棒など）

問い合わせ先：香港警察ライセンス部武器ライセンス課 TEL: (852) 2860-6538

(The Arms Licensing Section, Police Licensing Office of Hong Kong Police Force)

法律依拠：

http://www.customs.gov.hk/en/trade_facilitation/prohibited_articles/imports/weapons/index.html

- 無煙たばこ製品

問い合わせ先：食物環境衛生署食物安全センター食品輸出入課

TEL: (852) 2867-5577

(Food Import and Export Section, Centre for Food Safety of
the Food and Environmental Hygiene Department)

法律依拠：

http://www.customs.gov.hk/en/trade_facilitation/prohibited_articles/imports/tobacco/index.html

- 下記のオゾン消耗物質の香港現地での使用を目的とした輸入は禁止されている。
ハロン (Halons)、フロン (CFCs)、四塩化炭素 (テトラクロルメタン)、トリ
クロロエタン (1, 1, 1-trichloroethane)、ハイドロブロモフルオロカーボン
(HBFCs)、ブロモクロロメタン (BCM, 2009年10月1日以降)
そのほか、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFCs) の現地使用規制は今後も
強化され、2020年からはメンテナンスと保守用としての0.5%輸入量を除き、一切
輸入が禁止されている。

問い合わせ先：香港環境保護署空気政策組 TEL: (852) 2594-6261

(The Air Policy Group of the Environmental Protection
Department)

出所：香港環境保護署ウェブサイト

http://www.epd.gov.hk/epd/english/environmentinhk/air/ozone_layer_protection/wn6_info_phaseout_schedule.html

4. 商品見本の小口貨物

- (1) 商品見本を日本から輸出し、日本に積戻しまたは再輸入する場合：
展示会用として輸入され、展示会終了後、香港内で販売あるいは廃棄されず、(税
関職員承諾のうえ) 再輸出される品目は、通関申告が免除される。
法律依拠：第60E章『進出口(登記)規例』第3条(h)
- (2) 商品見本を現地で販売する場合：
展示会用として輸入する品目は、展示会終了後、香港内で販売あるいは廃棄しない
ことが条件であるため、販売できない。従って、商品見本を現地で販売する手続き

は存在しない。売買が予測される商品の輸入は通常の間税手続きを取らなければならない。

ATAカルネによる一時輸入が認められた物品が、何らかの事情でその全部または一部が再輸出されていない場合、再輸出されない部分に対して通常の間税手続きによる輸入税の一時払いあるいは担保の提出などを求められる場合がある。

出所：日本商事仲裁協会ウェブサイト

<http://www.jcaa.or.jp/carnet-j/3.html>

5. その他の留意事項

(1) 物品税について

税目	小分類	単位	税率・税額	
(1) 酒類	アルコール度数30度超のアルコール飲料	リットル (気温摂氏20度 で計量)	100% (注1)	
	アルコール度数30度以下のアルコール飲料	リットル (気温摂氏20度 で計量)	0%	
	ワイン		0%	
(2) タバコ	紙巻タバコ (注2)	1,000本	HK\$1,706	
	葉巻 (シガー)	キログラム	HK\$2,197	
	中国製の加工されたタバコ	キログラム	HK\$419	
	紙巻タバコ生産者用以外の加工生産された タバコ	キログラム	HK\$2,067	
(3) 炭化水 素オイル	硫黄ディーゼ ル(ULSD)、ユ ーロVディー ゼル以外	航空用ガソリン	リットル	HK\$6.51
		軽ディーゼル油	リットル	HK\$2.89
		自動車用ガソリン (加鉛)	リットル	HK\$6.82
		自動車用ガソリン (無鉛)	リットル	HK\$6.06
	超低硫黄ディーゼル(ULSD)	リットル	HK\$2.89	
	ユーロVディーゼル	リットル	HK\$0	
(4) メチル アルコール	メチルアルコールおよびメチルアルコール 混合物。 更に、アルコール度数30度を超える1度毎	ヘクトリットル (気温摂氏20度 で計量)	HK\$840 HK\$28.10	

注1：情報がまったくない、あるいは不足しているため税関職員が価格を査定できない場合、ひとつの貨物で輸入された12リットル以下のものについては、1リットルにつき160香港ドルの税額を適用する。

注2：1本の長さがフィルター部分を除いて90mm以上の場合は、追加の90mm毎または90mmに及ばない超過部分について1本と見なされる。

出所：香港税関ウェブサイト

http://www.customs.gov.hk/en/trade_facilitation/dutiable/types/index.html

(2) 消費品安全条例について

- 香港で輸入販売される消費財は、「消費品安全条例」の一般安全規定に従い、然るべき機関が定める合理的な安全基準を満たしていなければならない。この「然るべき機関」が定める合理的な安全基準の厳密な定義は公表されていない。

法律根拠：香港法令第456章『消費品安全条例』第4条

- 香港では、基本的に中国本土の安全基準を適用するが、米国、EU、オーストラリア、日本などから輸入する品目で、中国本土と同等以上の基準を満たしていれば輸入許可・販売許可等の取得は不要である
- 輸入許可等取得手続きが不要な場合でも、消費者や香港当局（税関）から説明を求められた場合、あるいは税関長が書面通知をもって、消費品の測定検査の実施、商品の表示・包装・宣伝上の修正事項、宣伝資料への警告告示の追加あるいは宣伝活動中止などを命じた際に、迅速に対応する必要がある。上記の基準を満たしていることを証明できなかった場合、下記の処罰が科される。

初犯： 最高で10万香港ドルおよび禁固刑1年

2回目以降： 判決ごとに最高で罰金50万香港ドルおよび禁固刑2年

累犯： 上記処罰以外に、犯罪行為を行っていた期間について1日あたり1,000香港ドル加算

法律依拠：香港法令第456章『消費品安全条例』第28条（1）（2）項

法律依拠：CAP456 Consumer Goods Safety Ordinance (Section 4 The General Safety Requirement)

URL： <http://www.legislation.gov.hk/eng/index.htm>

附属資料—主な酒類

A. アルコール度数 30 度以上

ブランデー	Brandy
ジン	Gin
リキュール	Liqueurs
その他リキュール	Other Spirituous Liquors
ラム酒	Rum
日本酒	Sake
ウォッカ	Vodka
ウイスキー	Whisky
スピリット（ホワイトスピリットを除く）	Spirits(Non-white Spirits)
Millet Spirit	Millet Spirit
その他ホワイトスピリット	Others(White Spirits)
ライススピリット	Rice Spirit
モラス酒／砂糖酒	Molasses/Sugar Spirit
再加工されている中国酒	Reprocessing Chinese Liquor

B. アルコール度数30度以下

シャンパン	Champagne
その他発泡酒	Other Sparkling Wine
シェリー酒	Sherry Wine
ポートワイン	Port Wine
蒸留酒	Distilled Wine
りんご酒	Cider
ペアワイン	Perry
ビール	Beer
アラック	Arrack
リキュール	Liqueurs
その他リキュール	Other Spirituous Liquors
日本酒	Sake
スピリット（ホワイトスピリットを除く）	Spirits (Non-white Spirits)
Millet Spirit	Millet Spirit
その他ホワイトスピリット	Other White Spirit
ライススピリット	Rice Spirit
モラス酒／砂糖酒	Molasses/ Sugar Spirit
再加工されている中国酒	Reprocessing Chinese Liquor

出所：香港税関ウェブサイト

http://www.customs.gov.hk/filemanager/common/pdf/pdf_notice/fact_sheet_eng.pdf

小口貨物の通関・関税制度（香港）

2014年2月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス部ビジネス情報サービス課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.